

山梨ふるさと記憶遺産プロジェクトモデル事業 委託仕様書

1 件名

山梨ふるさと記憶遺産プロジェクトモデル事業

2 目的

県内の各地域固有の歴史や文化、人々の体験など、地域を形成してきた先人達の記憶や物語を、地域の図書館を核として、記録・収集し、保存し活用していくことで、県民の地域に対する誇りを高めるとともに、図書館に新たな価値を生み出していくことに繋げていくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託業務内容

(1) モデル自治体における取材・成果物の作成

これまでに記録されてこなかったが、後世に語り継ぐべき地域の記憶を聞き取り、成果物を作成し、地域の図書館に保存し、活用について提案をする。

①対象自治体における取材、インタビューの収集

- ・モデルとする自治体：甲州市、市川三郷町（2自治体）
- ・インタビュー目安人数：1自治体につき10人以上。一人当たりのインタビュー収集時間は指定しないが、後述する冊子の作成に必要な分量はインタビューすること。
- ・インタビューのテーマ、内容、対象となる人物の選定、取材日時・場所については提案内容をもとに、県教育委員会、対象市町村と協議の上、決定する。

②成果物の作成

- ・対象地域における取材、インタビューに基づいた成果物を作成。
- ・成果物の媒体等は提案によるものとするが、下記の成果物は必ず作成すること。（記載は1自治体の単位とし、2つの対象自治体においてそれぞれ作成すること）

【冊子】

- ・A5版36ページ（表紙・裏表紙4P+本文32P・カラー）×30部作成
 - 1人あたりのインタビューについて、編集・校正の上、1ページあたり800字～1200字程度、2～3ページを目安にまとめて記載すること。
 - インタビュー内容を中心として、写真や図なども用いて、平易な文章で見やすいレイアウトを心掛けること。
 - 図書館において長期的な保存に耐えうる冊子とすること。
- ・県教育委員会に10部、対象自治体に10部、取材協力者に1部×10人をそれぞれ収めること。

【電子データ】

- ・冊子のデジタルデータ（PDF等）、取材で収集した写真・音声等のデジタルデータ2セットをDVD-R等の電子記憶媒体に保存し納品する。（県・対象自治体分）

③成果物の活用に関する提案

成果物を活用した事業等に関する提案書を自治体ごとに作成し、県教育委員会、対象自治体に対してプレゼンテーションすること。

（2）周知・広報活動の実施

山梨県において新たに取り組む「山梨ふるさと記憶遺産プロジェクト」について、広く県民に対して周知することで、県全体において、地域の歴史を記録していくことの重要性に対する理解促進を図ることを目的として、事業者が持つメディア等（媒体）を活用して、広報活動を実施すること。

新聞、雑誌、テレビ、インターネット、チラシの配布等、メディアの種類や周知の方法、タイミング等は提案内容を踏まえ、県教育委員会との協議によるものとする。

なお県教育委員会においても県HP等における広報を実施する予定。

（3）関係者に向けた研修・助言の実施

県内司書等、プロジェクトに今後関わっていく関係者の人材育成のため、研修・助言の機会を設ける。

①研修

- ・専門家等により、地域の歴史を記録していくことの意義や、取材や記事作成に関する研修を実施する。
- ・研修内容については提案をもとに、日程調整も含めて県教育委員会と対象自治体と協議する。
- ・回数は2回以上。会場に関すること、受講者の募集は県教育委員会、対象自治体において手配するが、講師に関する費用は受託者が負担することとする。

②助言

（1）の取材において対象自治体の職員に対し、取材に関するノウハウ等を伝達し、次年度以降に自治体が自主的に、記録に取り組むことが出来るように助言する。

（4）実績報告書の提出

事業実施後、令和5年3月31日（金）までに下記内容を記載した業務実績報告書（任意様式）を県教育委員会に提出すること。

- ① 事業の実施結果（取材したスケジュール等）
- ② 広報・周知活動の実績報告
- ③ 研修の実施報告

（5）上記（1）～（4）に付随する業務

関係者との連絡調整等、上記業務に付随する業務を行うこと。

5 想定スケジュール

R 4. 7月～	企画検討
R 4. 8月～10月	取材・記録
R 4. 11月～R 5. 1月	編集・校正・印刷
R 5. 2月	納品

6 著作権の帰属

- ・制作物の著作権は、全て県教育委員会ならびにモデル自治体である市町村に帰属することとする。
- ・本業務のために、記録した音声・映像、撮影した写真、作成した図表等は全て県教育委員会ならびにモデル自治体である市町村に供与し、その利用、再編集は県教育委員会ならびにモデル自治体において自由にできることとし、書面で記録すること。
- ・第三者の著作物を使用する場合は、著作権処理及び使用料は受注者が負担すること。
- ・インタビュー先からの提供を受けた資料についても使用等の許諾を取るとともに、書面で記録すること。

7 その他

- (1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (2) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県教育委員会の承諾を得ることとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県教育委員会と協議してこれを定めるものとする。